

横浜市大規模小売店舗立地法運用基準 新旧対照表

旧	新																																				
<p>横浜市大規模小売店舗立地法運用基準</p> <p style="text-align: center;">平成 12 年 3 月 28 日 制定 令和 4 年 11 月 18 日 改正（局長決裁）</p> <p>大規模小売店舗の設置者は、指針を踏まえて周辺の生活環境の保持に配慮するものとされているが、横浜市は、大規模小売店舗に対して本市の地域特性及び出店予定地又は出店地の実情を踏まえた配慮を求めるため、第 3 条の規定により横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を定め、大規模小売店舗に対して次に掲げる事項について具体的な配慮を求めていくものである。</p> <p>1 駐車場の必要台数及び位置</p> <p>(1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。</p> <p>必要駐車台数基準（店舗面積 1,000 m²あたりの必要台数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>立地場所 店舗面積</th> <th>商業地域・近隣商業地域</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000 m²以上</td> <td>33台／千m²</td> <td>65台／千m²</td> </tr> <tr> <td>12,000 m²以上 12,000 m²以下 の部分</td> <td>40台／千m²</td> <td>68台／千m²</td> </tr> <tr> <td>20,000 m²未満 12,000 m²を超える部分</td> <td>22台／千m²</td> <td>60台／千m²</td> </tr> <tr> <td>6,000 m²以上 12,000 m²未満</td> <td>40台／千m²</td> <td>68台／千m²</td> </tr> <tr> <td>6,000 m²未満</td> <td>32台／千m²</td> <td>58台／千m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。</p> <p>(注) 必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。</p> <p>ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について充分な対応がなされる場合 パークアンドライド事業への参加、車両乗り入れ禁止地区へ出店する場合 その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合 エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用するもの 	立地場所 店舗面積	商業地域・近隣商業地域	その他地域	20,000 m ² 以上	33台／千m ²	65台／千m ²	12,000 m ² 以上 12,000 m ² 以下 の部分	40台／千m ²	68台／千m ²	20,000 m ² 未満 12,000 m ² を超える部分	22台／千m ²	60台／千m ²	6,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	40台／千m ²	68台／千m ²	6,000 m ² 未満	32台／千m ²	58台／千m ²	<p>横浜市大規模小売店舗立地法運用基準</p> <p style="text-align: center;">平成 12 年 3 月 28 日 制定 令和 ● 年 ● 月 ● 日 最近改正（局長決裁）</p> <p>大規模小売店舗の設置者は、<u>大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する</u>指針を踏まえて周辺の生活環境の保持に配慮するものとされているが、横浜市は、大規模小売店舗に対して本市の地域特性及び出店予定地又は出店地の実情を踏まえた配慮を求めるため、<u>横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱</u>第 3 条の規定により横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を定め、大規模小売店舗に対して次に掲げる事項について具体的な配慮を求めていくものである。</p> <p>1 駐車場の必要台数及び位置</p> <p>(1) 横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。</p> <p>必要駐車台数基準（店舗面積 1,000 m²あたりの必要台数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>立地場所 店舗面積</th> <th>商業地域・近隣商業地域</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000 m²以上</td> <td>33台／千m²</td> <td>65台／千m²</td> </tr> <tr> <td>12,000 m²以上 12,000 m²以下 の部分</td> <td>40台／千m²</td> <td>68台／千m²</td> </tr> <tr> <td>20,000 m²未満 12,000 m²を超える部分</td> <td>22台／千m²</td> <td>60台／千m²</td> </tr> <tr> <td>6,000 m²以上 12,000 m²未満</td> <td>40台／千m²</td> <td>68台／千m²</td> </tr> <tr> <td>6,000 m²未満</td> <td>32台／千m²</td> <td>58台／千m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。</p> <p>(注) 必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。</p> <p>ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について充分な対応がなされる場合 パークアンドライドサービスの導入、車両の乗り入れが禁止されている場所へ出店する場合 その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合 エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用する場合 	立地場所 店舗面積	商業地域・近隣商業地域	その他地域	20,000 m ² 以上	33台／千m ²	65台／千m ²	12,000 m ² 以上 12,000 m ² 以下 の部分	40台／千m ²	68台／千m ²	20,000 m ² 未満 12,000 m ² を超える部分	22台／千m ²	60台／千m ²	6,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	40台／千m ²	68台／千m ²	6,000 m ² 未満	32台／千m ²	58台／千m ²
立地場所 店舗面積	商業地域・近隣商業地域	その他地域																																			
20,000 m ² 以上	33台／千m ²	65台／千m ²																																			
12,000 m ² 以上 12,000 m ² 以下 の部分	40台／千m ²	68台／千m ²																																			
20,000 m ² 未満 12,000 m ² を超える部分	22台／千m ²	60台／千m ²																																			
6,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	40台／千m ²	68台／千m ²																																			
6,000 m ² 未満	32台／千m ²	58台／千m ²																																			
立地場所 店舗面積	商業地域・近隣商業地域	その他地域																																			
20,000 m ² 以上	33台／千m ²	65台／千m ²																																			
12,000 m ² 以上 12,000 m ² 以下 の部分	40台／千m ²	68台／千m ²																																			
20,000 m ² 未満 12,000 m ² を超える部分	22台／千m ²	60台／千m ²																																			
6,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	40台／千m ²	68台／千m ²																																			
6,000 m ² 未満	32台／千m ²	58台／千m ²																																			

横浜市大規模小売店舗立地法運用基準 新旧対照表

<p>・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合 なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積1,000m²あたり15台となっている。</p> <p>(2) 必要台数の1%以内は、電気自動車(EV)・プラグインハイブリット車(PHV)専用の充電設備を設けた自動車の駐車の用に供する部分(駐車マス)を届出台数に含めることができる。</p>	<p>・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合 なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積1,000m²あたり15台となっている。</p> <p>(2) <u>電気自動車(EV)等の利用に限定する充電設備を設けた駐車スペース(EV等専用駐車マス)</u>についても、届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐車場の稼働状況を踏まえ、EV等以外の利用もできるようにするなど、駐車需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>2 駐輪場の配置及び運営に関する事項 略 (1) 略 (2) その他の事項 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略</p>	<p>2 駐輪場の配置及び運営に関する事項 略 (1) 略 (2) その他の事項 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 <u>カ 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の取扱いに準じて、周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資する自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートを設置する場合は、ポート数を届出台数に含めることができる。ただし、設置後の駐輪場の稼働状況を踏まえ、個人所有の自転車の駐輪場を増やすなど、駐輪需要に応じた適切な運営に努めるよう配慮を求めるものとする。</u></p>
<p>3 略 (1) 略</p>	<p>3 略 (1) 略</p>
<p>4 略 (1) 略 (2) 略</p>	<p>4 略 (1) 略 (2) 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>